

## 文化振興計画策定に係る基本方針(案)

### 1 策定の趣旨

昨年、県内最大の文化の祭典である茨城県芸術祭が50周年という大きな節目を迎えたことなどを契機に、本県文化の更なる振興を図るため、今後の文化振興の方向性や推進の枠組みなどを規定する茨城県文化振興条例を制定した（H27.12.18 施行）。

茨城県文化振興計画は、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づき策定するものである。

なお、本計画は、茨城県総合計画『いばらき未来共創プラン』を補完し、具体的推進を図る部門別の計画となる。

### 2 計画の前提となる文化を取り巻く社会情勢等

文化振興計画を策定するに当たり、前計画である「いばらき文化振興ビジョン」策定時（H16.3）からこれまでの本県文化を取り巻く社会情勢等の変化を十分踏まえ検討するものとする。

#### (1) 社会情勢

- ・急激な人口減少社会の到来と少子高齢化等の進展
- ・地方創生（H26.9～）
- ・東日本大震災の発生（H23.3）
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定（H25.9）
- ・グローバル化の進展
- ・情報通信技術（ICT）の発展等

#### (2) 国の動向

- ・「文化芸術振興基本法」の施行（H13）
- ・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行（H24） ※大臣指針の告示（H25）
- ・「古典の日に関する法律」の施行（H24）
- ・「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の閣議決定（H27）  
→ H32までの6年間を対象、我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示
- ・「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」の発表（H27）

#### (3) 本県の動向

- ・国民文化祭の開催（H20）
- ・常陸国風土記1300年記念事業（H25）
- ・全国高等学校総合文化祭の開催（H26）
- ・「近世日本の教育遺産群（水戸市ほか）」の日本遺産認定（H27）
- ・県芸術祭50周年（H27）
- ・県民文化センター開館50周年（H28）
- ・県北芸術祭の開催（H28）
- ・茨城国体開催に伴う文化プログラムの実施（H31）

### 3 計画の概要等

文化振興計画の概要等は、概ね次のとおりとする。

#### (1) 位置付け

- ・「いばらき文化振興ビジョン」とこれまでの文化振興に係る取組を総括し、本計画をビジョンに替わる本県文化の振興に関する計画として位置付ける。

#### (2) 対象期間

- ・平成29年度から概ね5年間とする。（諸情勢の変化等を踏まえ必要に応じ変更）

(3) 条例に基づく文化芸術の範囲

芸術	○芸術 文学、音楽、演劇、舞踊、美術、書道、写真、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）等
伝統文化	○地域固有の伝統文化 歴史及び風土に根ざした伝統的な行事、民俗芸能、伝統工芸等 ○我が国古来の伝統文化 茶道、華道、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）等
生活文化等	○生活文化 衣服及び住居に係る生活様式その他の生活に係る文化 ○食文化 ○国民娯楽 囲碁、将棋その他の国民的娯楽 ○芸能 ※民俗芸能、伝統芸能を除く 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
文化財	○文化財等 有形及び無形の文化財並びにその保存技術

(4) 構成内容

- ① **本県文化の特性と現状及び課題** ※ビジョンの総括を含む
- ② **基本目標** ※数値目標は要検討
- ③ **5年後の目指す姿と10年後の将来像**
- ④ **6つの基本的施策の柱**（条例第3章(文化の振興に関する基本的施策)に規定する5つの節を施策の柱とし、これに対象期間内に開催される「茨城国体」や「東京オリンピック・パラリンピック」の文化プログラム実施に対応していく施策展開を追加）  
**【基本的施策の柱】**
  - ・人材の育成等
  - ・文化の振興
  - ・文化的資産の活用等
  - ・文化活動の充実
  - ・文化活動の支援体制の充実等
  - ・いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会及び東京オリンピック・パラリンピックを契機とした文化の向上
- ⑤ **施策の内容**（基本的施策の柱ごとに具体的な施策の内容を記載）
- ⑥ **計画の進行管理**（施策の点検・評価等について記載）

4 計画の策定体制

茨城県文化審議会に諮問のうえ策定するものとする。また、庁内組織である「茨城県文化行政推進会議」において計画内容に対する部局間の相互調整を行うものとする。

5 策定のスケジュール

茨城県文化審議会に対する諮問及び同審議会からの答申等の時期は、概ね次のとおりとする。

- ・諮問：平成28年6月29日
- ・答申：平成29年2月頃